

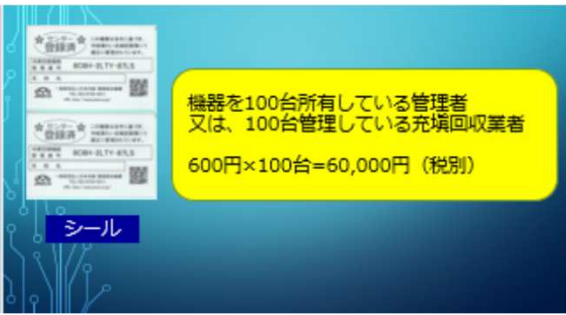
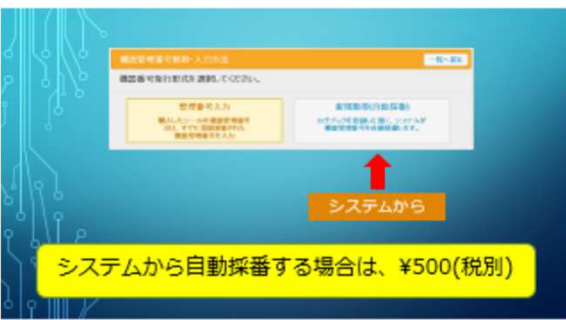
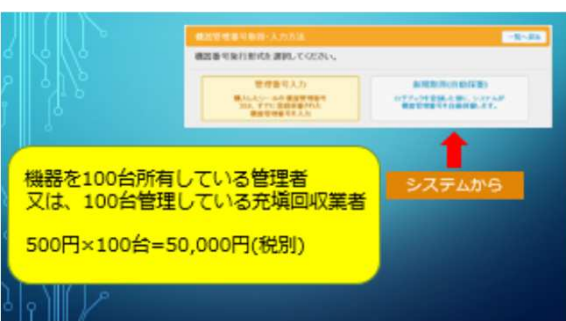




1	 <p>ご利用に係る費用について</p> <p>システムを利用するにあたり 年間に掛かる経費(概算)をご紹介します</p>	<p>冷媒管理システムRaMSをご利用するにあたり、年間に掛かる費用の概算についてご紹介します。</p> <p>RaMSに点検整備記録簿（ログブック）を作成して管理する場合をご紹介します。</p> <p>*金額はすべて税別での表記です。</p>
2	 <p>1. 機器管理番号</p> <p>シール ¥600(税別) システム ¥500(税別)</p>	<p>RaMSに機器のログブックを新規に作成する時必要となる機器管理番号を取得するのに掛かる費用です。</p> <p>①オフラインでシール付きで購入する場合：¥600 ②システムから自動採番する場合：¥500</p>
3	 <p>機器の点検・整備記録簿（ログブック）を作成する時に、機器管理番号を取得します。</p>	<p>機器のログブックを新規に作成する時には、まず機器管理番号を取得する必要があります。</p>
4	 <p>機器管理番号は、シールで購入する方法¥600（税別）とシステムから自動採番する方法¥500（税別）があります。</p>	<p>機器管理番号を取得するには、</p> <p>①番号が印刷されたシールをオフラインで事前に購入する方法：¥600 ②システムに機器の内容を入力して登録する時にシステムから自動採番して購入する方法：¥500 の2つの方法があります。</p>
5	 <p>シールは正と予備の2枚1組で¥600(税別)</p> <p>日本冷媒・環境保全機構のホームページから購入できます。</p>	<p>シールは正と予備の2枚1組で¥600です。</p> <p>1枚を機器に貼り、1枚を予備として保管する等できます。</p> <p>シールは日本冷媒・環境保全機構（JRECO）のホームページからRaMSのログインページを開き、「機器管理番号シールご購入申し込み」ボタンをクリックして注文できます。</p>

<p>6</p>		<p>例えば、機器を100台所有している管理者、又は、100台管理している充填回収業者であれば、$600円 \times 100台 = 60,000円$ の購入費用となります。</p>
<p>7</p>		<p>システムから自動採番で購入する場合は、$¥500$ です。 機器管理番号の取得費用のみになりますのでシールはありません。後でシールを発行することもできません。</p>
<p>8</p>		<p>機器を100台所有している管理者、又は100台管理している充填回収業者であれば、$500円 \times 100台 = 50,000円$ の購入費用となります。</p>
<p>9</p>		<p>ログブックに点検・整備等のデータを登録する場合、1件あたり $¥100$ の登録費用になります。 なお、簡易点検のデータ登録は無料です。</p>
<p>10</p>		<p>具体的には、充填回収業者がログブックの2表に点検・整備等のデータを登録する時に $¥100$ の登録費用が掛かります。 ただし、ログブックの2表に最初に登録する「設置時追加充填量」については登録費用は掛かりません。</p>

11	<p>3. 更新料 ¥100(税別)</p>	
12	<p>機器を登録して1年経過後に、データを登録する時、更新料¥100(税別)が発生します。「点検・整備記録簿更新」の赤枠をクリックすると更新料が課金されます。</p>	<p>更新料¥100はログブックを新規に作成した時点または前回の更新時点から1年が経過した後に、新たなデータを登録する時に発生します。</p> <p>画面上部にある「点検・整備記録簿更新」の赤枠をクリックすると更新料が課金されます。</p> <p>更新することによって新たなデータの登録ができるようになります。</p>
13	<p>機器登録後1年経過後に発生しますが、記録簿に登録することがなければ直ぐに更新する必要はありません。データ登録の必要が出た時に更新すれば問題ありません。</p>	<p>更新料は機器の新規登録時点または前回の更新時点から1年経過後に発生しますが、ログブックの2表に登録すべきことがなければ直ぐに更新する必要はありません。</p> <p>2表へのデータ登録または更新時点を過ぎて簡易点検のデータ登録の必要が出た時に更新すれば問題ありません。更新していない状態でも、登録されているデータは保存され、閲覧や出力は可能です。</p>
14	<p>4. 行程管理票 ¥100(税別)</p>	
15	<p>この「回収依頼書(A票)」を作成した事業者に¥100(税別)が課金されます。 例：充填回収業者がA票を作成した場合は、充填回収業者に課金されます。</p>	<p>行程管理票の回収依頼書(A票)を作成した事業者(管理者・廃棄者または充填回収業者または取次者)に¥100が課金されます。</p> <p>例えば、充填回収業者がA票を作成した場合は、充填回収業者に課金されます。</p>

16		<p>機器の台数が100台の場合に年間で掛かる経費の試算例を表にしています。</p>																																			
17	<table border="1" data-bbox="220 537 790 851"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>料金(税別)</th> <th>数(台)</th> <th>合計</th> <th>概要(管理者が100台所有している場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機器管理番号</td> <td>500</td> <td>100</td> <td>50,000</td> <td>所有する機器の台数100台分。表者が実施する場合は、管理者に直接は費用は掛かりません。</td> </tr> <tr> <td>点検・整備記録簿整備データ登録費</td> <td>100</td> <td>20</td> <td>2,000</td> <td>1年間に整備した機器に対する費用。表者に掛かります。(機器管理番号取得後)例として20台整備。</td> </tr> <tr> <td>行程管理票作成費</td> <td>100</td> <td>10</td> <td>1,000</td> <td>廃棄した機器に対する費用。廃棄依頼書(A票)を作成する時に発生します。廃棄者(所有者)が発行した場合は、廃棄者に掛かります。例として10台廃棄。</td> </tr> <tr> <td>更新料</td> <td>100</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>機器を登録後、1年経過した時に発生しますが、1年後に整備をしなければその1年間の更新料は発生しません。1年経過後、次のデータを入力しようとする時更新しないとデータは入力出来ません。</td> </tr> <tr> <td>簡易点検</td> <td>0</td> <td>100</td> <td>0</td> <td>無料です。</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>51,000</td> <td>整備データ登録日を除いた、管理者が実施した時に掛かる費用です。(税別)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">利用初年度の費用(例)</p>	項目	料金(税別)	数(台)	合計	概要(管理者が100台所有している場合)	機器管理番号	500	100	50,000	所有する機器の台数100台分。表者が実施する場合は、管理者に直接は費用は掛かりません。	点検・整備記録簿整備データ登録費	100	20	2,000	1年間に整備した機器に対する費用。表者に掛かります。(機器管理番号取得後)例として20台整備。	行程管理票作成費	100	10	1,000	廃棄した機器に対する費用。廃棄依頼書(A票)を作成する時に発生します。廃棄者(所有者)が発行した場合は、廃棄者に掛かります。例として10台廃棄。	更新料	100	0	0	機器を登録後、1年経過した時に発生しますが、1年後に整備をしなければその1年間の更新料は発生しません。1年経過後、次のデータを入力しようとする時更新しないとデータは入力出来ません。	簡易点検	0	100	0	無料です。	合計			51,000	整備データ登録日を除いた、管理者が実施した時に掛かる費用です。(税別)	<p>利用初年度費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所有管理機器台数100台 ・ 機器管理番号は自動採番¥500/台 ・ 年間機器廃棄・更新台数10台/年 ・ 年間点検・整備等の実施登録機器台数20台/年としての試算例です。
項目	料金(税別)	数(台)	合計	概要(管理者が100台所有している場合)																																	
機器管理番号	500	100	50,000	所有する機器の台数100台分。表者が実施する場合は、管理者に直接は費用は掛かりません。																																	
点検・整備記録簿整備データ登録費	100	20	2,000	1年間に整備した機器に対する費用。表者に掛かります。(機器管理番号取得後)例として20台整備。																																	
行程管理票作成費	100	10	1,000	廃棄した機器に対する費用。廃棄依頼書(A票)を作成する時に発生します。廃棄者(所有者)が発行した場合は、廃棄者に掛かります。例として10台廃棄。																																	
更新料	100	0	0	機器を登録後、1年経過した時に発生しますが、1年後に整備をしなければその1年間の更新料は発生しません。1年経過後、次のデータを入力しようとする時更新しないとデータは入力出来ません。																																	
簡易点検	0	100	0	無料です。																																	
合計			51,000	整備データ登録日を除いた、管理者が実施した時に掛かる費用です。(税別)																																	
18	<table border="1" data-bbox="220 918 790 1232"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>料金(税別)</th> <th>数(台)</th> <th>合計</th> <th>概要(管理者が100台所有している場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機器管理番号</td> <td>500</td> <td>5</td> <td>2,500</td> <td>廃棄機器台数5台分の更新機器分</td> </tr> <tr> <td>点検・整備記録簿整備データ登録費</td> <td>100</td> <td>20</td> <td>2,000</td> <td>1年間に整備した機器に対する費用。実施した事業に掛かります。例として20台整備。</td> </tr> <tr> <td>行程管理票作成費</td> <td>100</td> <td>5</td> <td>500</td> <td>廃棄した機器に対する費用。廃棄依頼書(A票)を作成する時に発生します。廃棄者(所有者)が発行した場合は、廃棄者に掛かります。例として5台廃棄。</td> </tr> <tr> <td>更新料</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>10,000</td> <td>機器を登録後、1年経過した時に発生しますが、1年後に整備をしなければその1年間の更新料は発生しません。1年経過後、次のデータを入力しようとする時更新しないとデータは入力出来ません。</td> </tr> <tr> <td>簡易点検</td> <td>0</td> <td>100</td> <td>0</td> <td>無料です。</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>13,000</td> <td>整備記録簿作成費を除いた、管理者が実施した時に掛かる2年目の費用です。(税別)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">2年目以降の費用(例)</p>	項目	料金(税別)	数(台)	合計	概要(管理者が100台所有している場合)	機器管理番号	500	5	2,500	廃棄機器台数5台分の更新機器分	点検・整備記録簿整備データ登録費	100	20	2,000	1年間に整備した機器に対する費用。実施した事業に掛かります。例として20台整備。	行程管理票作成費	100	5	500	廃棄した機器に対する費用。廃棄依頼書(A票)を作成する時に発生します。廃棄者(所有者)が発行した場合は、廃棄者に掛かります。例として5台廃棄。	更新料	100	100	10,000	機器を登録後、1年経過した時に発生しますが、1年後に整備をしなければその1年間の更新料は発生しません。1年経過後、次のデータを入力しようとする時更新しないとデータは入力出来ません。	簡易点検	0	100	0	無料です。	合計			13,000	整備記録簿作成費を除いた、管理者が実施した時に掛かる2年目の費用です。(税別)	<p>利用2年目以降(年間費用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所有管理機器台数100台 ・ 機器管理番号は自動採番¥500/台 ・ 年間機器廃棄・更新台数5台/年 ・ 年間点検・整備等の実施登録機器台数20台/年 ・ ログブック更新台数100台としての試算例です。
項目	料金(税別)	数(台)	合計	概要(管理者が100台所有している場合)																																	
機器管理番号	500	5	2,500	廃棄機器台数5台分の更新機器分																																	
点検・整備記録簿整備データ登録費	100	20	2,000	1年間に整備した機器に対する費用。実施した事業に掛かります。例として20台整備。																																	
行程管理票作成費	100	5	500	廃棄した機器に対する費用。廃棄依頼書(A票)を作成する時に発生します。廃棄者(所有者)が発行した場合は、廃棄者に掛かります。例として5台廃棄。																																	
更新料	100	100	10,000	機器を登録後、1年経過した時に発生しますが、1年後に整備をしなければその1年間の更新料は発生しません。1年経過後、次のデータを入力しようとする時更新しないとデータは入力出来ません。																																	
簡易点検	0	100	0	無料です。																																	
合計			13,000	整備記録簿作成費を除いた、管理者が実施した時に掛かる2年目の費用です。(税別)																																	
19	<p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所登録は無料です。 ・ 年間会費等もありません。 ・ 閲覧、出力に関しては何度でも全て無料をご利用いただけます。 ・ 一覧表に記載のもの以外としては、管理者が転記機能を利用して点検・整備記録簿の2表にデータ登録する時のみ充填回収業者が登録する時と同様に¥100(税別)が課金されます。 	<p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所登録は無料です。 ・ 年間会費等もありません。 ・ 閲覧、出力に関しては何度でも全て無料でご利用いただけます。 ・ 一覧表に記載のもの以外としては、管理者が転記機能を利用して点検・整備記録簿の2表にデータ登録する時のみ充填回収業者が登録する時と同様に¥100(税別)が課金されます。 																																			
20	<p style="text-align: center;">終わり</p>																																				